

2015-B					
拠出金・基金の 名称		国連人権高等弁務官事務所拠出金			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】国連人権高等弁務官事務所					
【所管官庁担当局課・室名】外務省総合外交政策局人権人道課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 我が国は拠出金の用途の明確性を重視し、任意拠出金を全て、3分野・2か国にイヤーマークしている。分野では、①特定の国または分野に関する人権の特別報告者の活動支援費用、②強制的失踪作業部会、③各国の法と民主主義の促進のための費用に拠出している。国・地域に関しては、①カンボジアにおけるフィールドプレゼンス、②ソウルにおけるフィールドプレゼンスに拠出している。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成27年度	13,119	119		1米ドル = 110円	100
平成26年度	221,677	2,285		1米ドル = 97円	100
平成25年度	39,454	481		1米ドル = 82円	100
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 我が国は普遍的価値である人権の保護・促進を推進する立場から、人権理事会の理事国としての地位を継続して確保することを極めて重視し、設立当初から2015年末まで人権理事国を務めてきた(三選禁止のため除く2012年及び2016年)。総理や大臣が施政方針演説や外交演説において、人権・民主主義といった基本的価値の推進につき言及している中、国連人権高等弁務官事務所への拠出は、我が国が人権理事会理事国として、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善を含め、人権外交を引き続き積極的に推進するために重要である。また同事務所は、北朝鮮の人権状況の調査・報告をはじめ、平和構築支援、アジア地域支援強化等、我が国の国益や関心事項にとって極めて重要な事案を扱っていることから、本拠出を通じて、同事務所が行う国際的な活動や海外事務所を含む途上国における活動の十全な実施を確保できるよう支援する必要がある。					